

投資信託受益権振替決済口座 契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により、予めお客さまへお渡しする書面です。)

本口座開設のお申込みにあたっては、本書面および投資信託受益権振替決済口座管理規定(「投資信託お取り扱い規定集」に記載)の内容をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

◇ クーリングオフについて

- ・「投資信託受益権振替決済口座」管理契約には、クーリングオフの適用はございません。

◇ 本口座の管理契約の諸費用

- ・2020年5月1日現在、口座管理料、振替決済手数料は頂戴しておりません。

◇ 本口座管理契約の概要

当行は、お客さまから投資信託の取引等に必要な金銭および投資信託受益権をお預かりし、法令にしたがって当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当行では、本口座を開設していただいた上で、投資信託の取引注文および保管、記帳・振替手続等を受け付けております。また、本口座において、お客さまの投資信託受益権および金銭を管理している場合には、原則として、1年に1回以上、取引残高報告書を交付いたします。

◇ 当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行では、以下の方法により投資信託のお取引を受け付けております。

- ・お取引にあたっては、投資信託受益権振替決済口座の設定が必要となります。
- ・ご購入の申込時には、原則として、あらかじめ手数料等を含むお申込金額をお預かりします。
- ・お取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書をお渡しいたします(郵送による場合を含みます)。

◇ 契約終了の事由

以下のいずれかに該当する場合、契約を解約いたします。

- ・お客さまから解約のお申し出があった場合。
- ・お客さまが「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に違反したとき。
- ・お客さまが、いわゆる反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- ・お客さまが不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認められたとき。

◇ 販売会社の概要 (2021年9月30日現在)

商号等	株式会社 きらぼし銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第53号
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山三丁目10番43号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
資本金	437億円
主な業務	銀行業務、登録金融機関業務。
設立年月日	昭和29年1月
連絡先	お取引いただいている営業店、又はきらぼし銀行カスタマーセンターまでお問合せください。 ・きらぼし銀行カスタマーセンター 電話0120-860-984 [9:00~17:00(土・日・祝日等銀行休業日を除く)]

◇ 投資信託に関するお問合せ先

- ・お取引店、もしくは下記の投資信託フリーダイヤルへお問合せください。
投資信託フリーダイヤル 0120-433-814[9:00~17:00(土日・祝日等銀行休業日を除く)]

◇ 対象事業者となっている認定投資者保護団体

- ・ございません。

◇ 当行の苦情処理措置および紛争解決措置

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会を利用します。

- ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話 0120-64-5005
- ・全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話 0570-017109 または 03-5252-3772